

社会民主進歩党代表・副代表規則

2021/12/15 制定

第1章 総則

第1条（目的）

- 本規則は、党規約第8条9項、第9条3項に基づき、党代表、党副代表、党代表代行の任務及びの選出選挙に関して必要な事項を定める。

第2章 代表、副代表、代表代行

第2条（代表及び副代表）

1. 本党に党代表（以下、「代表」という）と党副代表（以下、「副代表」という）を置く。
2. 代表及び副代表の定員はそれぞれ一名である。

第3条（代表）

1. 代表は党を代表する最高責任者とする。
2. 代表は以下の場合に該当するとき、代表としての職務執行が不可能であるとする。
 - ① 死亡したとき
 - ② 辞任したとき
 - ③ 中央委員会において、党代表の心身に著しい故障が発生し任期中に回復の見込みがないとの決議が採択され、党代表が当該決議に対して拒否権を発動した場合でも出席者の3分の2以上の賛成を持ってそれが覆されたとき
 - ④ 中央委員会において、党代表が重大な職務執行における法令・党規約・倫理規則違反を行った又は著しい能力不足であることにより代表として不適任であるとの決議が採択され、党代表が当該決議に対して拒否権を発動した場合でも出席者の3分の2以上の賛成を持ってそれが覆されたとき
 - ⑤ 本党が掲げる日本型大統領制が実現し、党代表が現日本国又は後継国家の大統領に就任したとき

第4条（副代表）

1. 副代表は代表を補佐して職務を行う。
2. 副代表が職務執行不可能であることの定義は第3条2項を準用する。

第 5 条（代表及び副代表の任期）

1. 本党の設立時に就任した代表の任期は任期 5 年とする。
2. 本党設立時の代表は、任期中に副代表の候補者を指名しなければならない。当該候補者は党常任幹事会（以下、「常任幹事会」という）の承認により選任される。当該手続きにより選任された副代表の任期は本党設立時の代表の残りの任期と同一とする。
3. 本党の設立時に就任した代表の任期満了以後に就任する代表及び副代表の任期は 4 年とする。
4. 副代表は、代表が職務を執行することが不可能になったとして常任幹事会が承認したときのみ代表に就任する。常任幹事会は副代表を代表に就任させるか否かの判断に関して、現在の代表が、職務執行が可能であるか否か以外の点を考慮してはならない。当該副代表が任期途中で代表に就任したとき、代表としての任期は前代表の残りの任期と同一とする。
5. 代表又は第 6 条で規定される代表代行は、自らが在職中に副代表が欠けたとき、副代表の候補者を指名しなければならない。当該副代表候補者は中央委員会の承認を経て副代表に就任することができる。当該副代表の任期は代表の残りの任期と同一である。

第 6 条（代表代行）

1. 本党に代表代行を一名置くことができる。
2. 代表代行が職務執行不可能であることの定義は第 3 条 2 項を準用する。
3. 代表が、代表が存命かつ職務執行が不可能になったとして常任幹事会が承認したときのみ代表代行に就任する。

第 7 条（代表又は代表代行と副代表が共に職務執行不可能となったとき）

1. 代表又は代表代行と副代表が共に職務を執行することが不可能になったとき、組織規程に従って継承順位第一位となった者は臨時代表代行に選出され臨時代表代行として代表の職務を代行し、継承順位二位となった者は副代表代行に選出され副代表の職務を代行するものとする。
2. 臨時代表代行が就任した日から 3 か月以内に、代表代行と副代表を選出する選挙は行われなくてはならない。この場合、代表代行及び副代表は、第 29 条から 32 条に基づいて、中央委員会での投票により選ばれる。
3. 第 2 項に基づき選出された代表代行及び副代表の任期は、現在の代表又は代表代行的残りの任期と同一とする。
4. 第 2 項に基づき選出された代表代行が職務執行不可能になったときのみ、副代表は常任幹事会の承認を経て代表代行として職務を遂行する。
5. 第 4 項により選出された代表代行は、副代表の候補者を指名しなければならない。当

該副代表候補者は中央委員会の承認を経て副代表に就任することができる。当該副代表の任期は現在の代表代行の残りの任期と同一である。

6. 第 2 項又は第 4 項に基づき選出された代表代行及び第 2 項又は第 5 項に基づき選出された副代表が共に職務執行不可能になったときは、第 29 条から 32 条に基づき、中央委員会は代表代行及び副代表を選出する。
7. 第 7 項に基づき選出された代表代行及び副代表の任期は、前の代表代行の残りの任期と同一とする。

第 3 章（代表選挙の選挙管理委員会）

第 8 条（代表選管）

1. 代表及び副代表を選出する選挙（以下、「代表選挙」という）に関する事務全般を管理するため、党規約第 8 条 9 項に基づき、党本部に代表選挙管理委員会（以下、「代表選管」という）を置く。
2. 代表選管の委員長及び委員は、常任幹事会が選任する。
3. 代表選管は、委員長が招集し、半数以上の委員の出席をもって会議を開くことができる。
4. 代表選管の議事は、委員長を含む出席委員の過半数によって決定する。ただし、可否同数の場合には、委員長が決定する。
5. 各委員の議決権は、一人一票とする。
6. 代表選管の委員及び事務局は、この規則に基づき、公正中立な立場で職務を行い、職務において知り得た情報に関して守秘義務を負う。
7. 代表選管の委員は、第 12 条に定める代表候補者又は副代表候補者になることも、これらの推薦人になることもできず、いずれの代表候補者及び副代表候補者の支援活動も行うことができない。

第 4 章 代表選挙の有権者

第 9 条（有権者）

- 代表選挙の有権者は、特別党员・一般党员及びサポーターであって、代表の任期が満了する日を起算日とし、3 か月前において登録されている者とする。

第 10 条（有権者名簿への登録）

1. 第 9 条に定める代表選挙の有権者は、代表選管によって有権者名簿に登録されることにより、代表選挙の投票を行うことができる。

2. 代表選管は、告示日の 5 日前までに、本規則及び組織規則に定める要件を満たした特別党员・一般党员及びサポーターを有権者名簿に登録する。
3. 代表選管は、第 2 項の有権者名簿に登録するにあたり、公正な立場から、名寄せによる登録者の重複の排除、住所地確認による架空住所地あるいは法人・団体事務所気付住所登録者の排除・是正等を厳正に行う。
4. 本条に定める有権者名簿は、これを党外に公表しない。

第 5 章 任期満了代表選挙の日程

第 11 条（選挙期日及び告示日）

1. 任期満了選挙は、任期の終わる日の前 31 日以内に行う。
2. 任期満了選挙の期日及び日程（以下、「選挙日程」という）は、常任幹事会で決定し、中央委員会の承認を得る。
3. 任期満了選挙の選挙運動期間は、告示日から 7 日以上 14 日以内とし、常任幹事会で定める期間とする。
4. 常任幹事会は、政治情勢等を鑑み特に必要があると判断する場合、中央委員会の承認の下に、選挙日程について、第 1 項と異なる決定をすることができる。

第 6 章 代表選挙の候補者

第 12 条（代表・副代表候補者）

1. 代表選挙において代表候補者又は副代表候補者となることができる者は、特別党员とする。
2. 代表候補者は必ず自分以外の特別党员を副代表候補者に指名しなければならない。
3. 代表候補者は、代表選挙の告示日に自分が指名した副代表候補者とともに、代表選管に届け出ることを要する。
4. 現在の代表以外の代表候補者は、代表選挙の告示日に、中央委員の 10%（小数点切り上げ）又は特別党员の 10%（小数点切り上げ）又は特別党员 10 人のいずれかの全員の氏名を党指定の推薦状用紙に記載した推薦人名簿を提出しなければならない。
5. 第 4 項以外に立候補の届出に関して必要な事項は、別に代表選管が定める。

第 13 条（政見）

- 代表候補者及び副代表候補者は、政策及び党運営に関する方針等、政見を明らかにし、代表選管の定める方法によって有権者に知らせることとする。

第 14 条（代表候補者及び副代表候補者に対する措置）

1. 代表候補者及び副代表候補者が立候補の要件を欠いた場合には、代表選管はいずれか又は両方の立候補の届出を取消することができる。
2. 代表候補者及び副代表候補者が第 17 条又は第 18 条に違反した場合その他代表及び副代表候補者としてふさわしくない行為を行った場合には、代表選管は常任幹事会に諮り、必要な措置について中央委員会に申請することができる。
3. 選挙期間中、中央委員会によりふさわしくないとの決議との決議がなされた副代表候補者を指名した代表候補者は、他の特別党員に副代表候補者を差し替えることができる。

第 7 章 代表選挙における投票、開票及び当選者の決定

第 15 条（投票）

1. 代表選挙は、代表候補者及び副代表候補者のペア（以下、「候補ペア」という）に対する有権者の投票により行う。
2. 代表選管は、投票及び開票に当たって、有権者の投票の秘密が守られるよう、最大限の配慮をしなければならない。
3. 代表選管は投票の結果、各候補ペアが獲得する各有権者の種類ごとに定められたポイントの総数の多少によって当選者を決定する。
4. 代表選管は、第 3 項に基づく結果を第 21 条に基づく臨時党大会（以下、「臨時党大会」という）に報告する。当該報告によって、代表選挙の当選者となった候補ペアは臨時党大会によって、新しい代表及び副代表として承認される。
5. 候補ペアが 1 組である場合には、第 21 条に基づく臨時党大会又は中央委員会における承認をもって選挙に代える。

第 16 条（第一回投票）

1. 特別党員・一般党員及びサポーターは、全国を単位として、代表選管が定める投票所における投票又は郵便投票又はインターネットによる投票（以下、「投票」という）を行う。
2. 特別党員には納入した党費の違いにより一人 20 票又は 2 票、一般党員には一人 2 票、サポーターには 1 票の投票権が与えられる。
3. 候補ペアの数が n であり n が 2 以上であったとき、各有権者はすべての候補ペアに対して同順位を認めない形で順位付けを行う。この際、 $b(i)$ を任意の有権者 i が持つ票数、 $r(ij)$ を有権者 i が候補ペア j に与えたランクとすれば、候補ペア j が有権者 i から獲得

したポイントは $(n - r(ij) + 1) \times b(i)$ となる。

4. 全ての候補ペアに対して同順位を認めない形での順位付けが行われなかった票は無効票となる。

第 17 条（第一回投票の開票）

1. 代表選挙の開票は、第 21 条に基づく臨時党大会において、代表選管の監督の下に行う。
2. 代表選管は、有権者の種別ごとに開票結果及び候補ペアの得たポイントを確認する。
3. 代表選管は、候補ペアが得たポイントを合計し、有効投票に基づくポイントの総数の過半数（以下、「過半数のポイント」という）を得た候補ペアを当選者と決定し、臨時党大会に報告する。
4. その際、第 2 項の開票結果及び候補ペアの得たポイントの確認について、併せて報告するものとする。
5. 第 1 項の開票について、代表候補者は代表選管の定めるところにより、開票立会人となるべき者を届け出ることができる。
6. 開票に伴う無効票及び疑問票の判定及び処理は、代表選管が行う。

第 18 条（2 候補ペアによる第二回投票）

1. 代表選挙に立候補した候補ペア数が 3 以上であり、第一回投票の開票の結果、過半数のポイントを得た候補ペアがおらず、獲得ポイントの上位 2 位内に入る候補ペアが 2 組であった場合は、代表選管は、当該 2 候補ペア間による第二回投票を第 2 項に基づき自動的に行い、獲得ポイントが多い候補ペアを当選者として決定し、臨時党大会に報告する。
2. j, k を第二回投票に進んだ候補ペアとして、 $b(i)$ を任意の有権者 i が持つ票数、 $r(ij)$ を有権者 i が候補ペア j に与えたランク、 $r(ik)$ を有権者 i が候補ペア k に与えたランクとしたとき、 $r(ij) > r(ik)$ となる j, k に対して、候補ペア j が有権者 i から獲得したポイントは $2 \times b(i)$ 、候補ペア k が有権者 i から獲得したポイントは $b(i)$ となる。

第 19 条（3 候補ペア以上による第二回投票）

1. 代表選挙に立候補した候補ペア数が 3 以上であり、第一回投票の開票の結果、過半数のポイントを得た候補ペアがおらず、獲得ポイントの上位 2 位内に入った候補ペアが 3 組以上であった場合は、代表選管は、該当する候補ペア間による第二回投票を第 2 項に基づき自動的に行い、過半数のポイントを獲得した候補ペアを当選者として決定し、臨時党大会に報告する。
2. j, k を第 1 項に基づき第二回投票に進んだ候補ペアの中の任意の 2 候補ペアだとする。さらに、全ての j, k に対し、 $b(i)$ を任意の有権者 i が持つ票数、 $r(ij)$ を有権者 i が候補ペア j に与えたランク、 $r(ik)$ を有権者 i が候補ペア k に与えたランクだとする。仮に $r(ij) >$

$r(ik)$ であり、 $r(ij) > r(il) > r(ik)$ となるような他の第二回投票に進んだ候補ペア1が存在しない場合、 $w(ij), w(ik)$ をそれぞれ有権者 i の候補ペア j, k に対するポイントの重み付けだとすると、 $w(ij) = w(ik) + 1$ とする。以上から、候補ペア j が有権者 i から獲得したポイントは $w(ij) \times b(i)$ 、候補ペア k が有権者 i から獲得したポイントは $w(ik) \times b(i)$ となる。

3. 第 2 項による投票にて過半数のポイントを獲得した候補ペアがない場合、代表選管は、第 2 項による投票にて獲得ポイントが上位 2 位内に入った候補ペア間で、第三回投票を第 1 項および 2 項に準拠した形で自動的に行い、過半数のポイントを獲得した候補ペアを当選者として決定し、臨時党大会に報告する。

第 20 条（第二回及び第三回投票で当選者が決定できないとき）

1. 第 18 条によっても当選者が決定できないときは第 18 条第 1 項で示された第二回投票における候補ペアを立候補可能な候補ペアとして、第 19 条によっても当選者が決定できないときは第 19 条第 3 項で示された第三回投票にて獲得ポイントが上位 2 位内に入った候補ペアを立候補可能な候補ペアとして、再度、代表選挙が行われなければならない。
2. 第 1 項に基づく代表選挙の詳細は中央委員会が決定するが、中央委員会は可能な限り第 15 条から 19 条の方法に準拠した形での代表選の実施を決定しなければならない。

第 21 条（任期満了選挙実施のための臨時党大会）

1. 任期満了選挙実施のための臨時党大会は、常任幹事会の決定により招集する。
2. 第 1 項の臨時党大会における代表選挙以外の案件の議決は、党規約に基づく。

第 8 章 代表選挙における選挙運動

第 22 条（代表候補者の選挙運動）

1. 代表選挙の選挙運動期間における選挙運動は、代表選管が別に定めるものを除き、原則として、自由とする。
2. 代表候補者及び副代表候補者及び選挙運動に従事する者は、代表選挙に関して買収若しくは供応又は代表候補者及び副代表候補者の名誉を傷つける行為を行ってはならない。
3. 代表選管は、第 2 項の行為が行われたと判断した場合には、その事実を広告するとともに当該行為の中止勧告等を行うものとする。
4. 有権者は、代表候補者及び副代表候補者又は選挙運動に従事する者の選挙運動における違反等を知った場合には、速やかに代表選管に報告しなければならない。

第 23 条（代表選管による党営選挙等）

1. 代表選管は、別に定めるところにより、選挙公報の発行、立会演説会の開催その他党営選挙運動の機会を提供することができる。
2. 代表選管は、報道機関等が開催する共同記者会見その他の企画について、代表候補者及び副代表候補者の出席を要請することができる。また、代表選管は、代表候補者及び副代表候補者の要請に基づき各候補ペアの報道機関への対応等について調整できる。
3. 代表選管は、告示後の選挙運動を円滑に遂行し、有権者に代表候補者及び副代表候補者の政見等を周知するために、告示以前において代表候補者予定者及び副代表候補予定者に届出に必要な書類等の事前提出を求め、事前説明会を開催することができる。
4. 代表候補者及び副代表候補者は、第 3 項について、代表選管に協力しなければならない。
5. 党本部執行機関は、代表選管からの要請に基づく場合を除き、代表候補者及び副代表候補者の選挙運動に関わることはできない。

第 24 条（地方組織等による選挙運動機会の提供等）

1. 中央委員会が認定した地方組織（以下、「認定地方組織」という）は、代表選管による党営選挙運動以外に、立会演説会等選挙運動の機会を提供することができる。
2. 第 2 項に要する経費は、当該認定地方組織の負担とする。

第 25 条（一般党员、サポーターの意見聴取及びその機会の確保）

- 代表選管は、党地方組織と協力し、党営選挙運動及びその他の機会において、代表候補者及び副代表候補者の政見等が、党员及び一般党员及びサポーターに広く周知されるよう、最大限努めるものとする。

第 26 条（選挙運動費用）

1. 代表選管は、候補ペアあたりの選挙運動費用の上限等について定めることができる。
2. 代表選管は、第 1 項の定めを行った場合は、速やかに広告するものとする。

第 9 章 代表選挙の無効及び不服の申し立て

第 27 条（不服申し立て）

1. 当該規則に基づく代表選挙の手續及び選挙運動に対する不服がある有権者は、事実を記した書面をもって、代表選管に対して申立てをすることができる。
2. 第 1 項の申立てがあった場合は、代表選管は速やかに審査を開始し、必要な措置を講

じなければならない。

3. 代表選管の措置に対しては、不服を申し立てることができないものとする。

第 28 条（選挙の無効）

1. 代表選管は、第 27 条第 1 項により不服が申し立てられた場合であって、代表選挙の手續において重大な瑕疵があった場合又は選挙運動において重大な違反が行われた場合、その他選挙の公正が著しく損なわれた場合であると判断したときには、選挙の無効を宣言することができる。
2. 第 1 項の宣言は、中央委員会の承認を得た後、効力を発生する。
3. 第 1 項の宣言が効力を発生した場合には、代表選管は改めて代表選挙を行わなければならない。

第 10 章 第 7 条 2 項及び 6 項に基づく代表代行選挙

第 29 条（選挙日程）

1. 第 7 条 2 項及び 6 項に基づいて行われる代表代行及び副代表選挙（以下、「代表代行選挙」という）は、代表代行と副代表が共に職務執行不可能になった日から 31 日以内に行う。
2. 常任幹事会は、政治情勢等を鑑み特に必要があると判断する場合、中央委員会の承認の下に、選挙日程について、第 1 項と異なる決定をすることができる。
3. 代表代行選挙に関する事務全般を管理するため、党規約 9 条 3 項に基づき中央委員会に代表代行選挙管理委員会（以下、「代表代行選管」という）を置く。
4. 代表代行選管の運営に関しては、第 8 条を準用する。
5. 代表代行選管は、中央委員会において選挙日程が承認された日から 2 日以内に、代表代行選挙の実施を公告する。

第 30 条（有権者）

- 第 29 条に基づく代表代行選挙の有権者は、中央委員会の構成員とする。

第 31 条（代表選挙の準用）

- 代表代行及び副代表の候補者、選出方法は、第 12 条から 20 条を準用する。
- 代表代行選挙の無効及び不服の申し立ては、第 27 条、第 28 条を準用する。

第 32 条（代表代行選挙実施のための中央委員会）

1. 代表代行選挙実施のための中央委員会は常任幹事会の決定により招集する。

2. 第1項の代表代行選挙以外の案件の議決は、党規約に基づく。

第11章 代表選挙及び代表代行選挙補則

第33条（代表選管及び代表代行選管による決定等）

1. 代表選挙の運営に関して、この規則に定めがない事項は、代表選管において定める。
2. 代表選管は、代表選挙の実施に必要な細則を定めることができる。
3. 代表代行選挙の運営に関して、この規則に定めがない事項は、代表代行選管において定める。
4. 代表代行選管は、代表代行選挙の実施に必要な細則を定めることができる。

第34条（公告の方法）

- この規則における公告の方法は、党公式サイト等への掲載等によるものとする。

附則

第1条

本規則は、中央委員会の決定をもって改正することができる。

第2条

この規則は、中央委員会による決定と同時に発効する。